

令和4年12月8日 美郷町農業委員会会議録

令和4年12月8日午後3時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	9番	井関一良
2番	加藤堅之助	10番	鈴木敏夫
3番	高橋秀行	11番	中野龍太郎
4番	佐々木竜孝	12番	佐藤久
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	山田貞子
8番	細井千代文	17番	高橋正尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

13番 木村とも子

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第56号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午後4時22分本委員会の閉会を告げた。

令和4年12月8日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年12月8日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後3時
4. 閉 会 午後4時22分
5. 議事録署名委員 14番 高橋正和
15番 深沢靖

- 議 長 それでは、ただ今から令和4年第13回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、14番、高橋委員、15番、深沢委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第52号農地法第3条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。議案第52号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第52号、申請番号41番から申請番号50番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号41番、仙南地区の田1筆、396㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地を解消するため、受人が購入するものです。金額は10aあたり〇〇〇円です。
続きまして、使用貸借権です。
申請番号42番、千畑地区の田22筆、畑2筆、計43、297㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で経営移譲年金受給のため使用貸借するものです。これまでも農地法第3条で両者は使用貸借しておりましたが、先月の総会において、渡人所有農地の一部を住宅新築のため農地転用しました。この場合、旧農業者年金基金法施行令第12条の2により、これまで両者が経営移譲年金受給のために使用貸借している契約を一度全部合意解約し、農地転用している地番を除いた農地をもう一度農地法第3条で1年以内に契約し直さなければならないということから、今回の契約となりました。よって、対価はありません。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号43番、千畑地区の田3筆、6,082㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は病気等で耕作できないことから、近隣で耕作している受人が当該地を耕作するものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号44番、千畑地区の田4筆、12,806㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢で耕作できなくなり、経営規模拡大している受人へ耕作をお願いするものです。総額で〇〇〇円で期間は3年間です。

申請番号45番、千畑地区の田8筆、28,779㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号44番と同じです。総額〇〇〇円で期間は3年間です。

申請番号46番、千畑地区の田3筆、19,360㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号44番と同じです。10aあたり〇〇〇円で、期間は3年間です。当該地は草が生え、湿田で耕作するには条件が悪いため、前の2件と比べて10aあたりの単価が安くなっております。

申請番号47番、仙南地区の田1筆、4,397㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号44番と同じです。10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。

申請番号48番、仙南地区の田1筆、3,691㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号44番と同じです。10aあたり〇〇〇円で期間は5年間です。

申請番号49番、仙南地区の田1筆、4,885㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は〇〇〇さんへ使用貸借しておりましたが、〇〇〇さんが高齢により耕作できなくなり、受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号50番、仙南地区の田3筆、14,674㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで受人は渡人の父と賃貸借契約をしておりましたが、渡人の父が亡くなったことと、契約期間が令和5年4月で満了となることから、改めて農地法第3条で賃貸借契約したいとの希望がありましたので今回の契約となりました。10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。申請番号41番から50番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第52号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号41番から申請番号50番までについて質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号41番から申請番号50番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号41番から申請番号50番までに

については原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第52号については原案のとおり許可決定いたします。

●議長 長 次に、日程第3、議案第53号農地法第5条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。議案第53号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第53号、申請番号9番から申請番号11番について議案書をもとに朗読、説明 】

申請番号9番、千畑地区の田1筆、266㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農業経営の規模拡大から農作業場が手狭となり、現在のライスセンターに隣接した場所へ農作業場を新築するため、農地転用の申請をしました。面積は、農作業場59.49㎡、通路、雪捨て場、緩衝地206.51㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地借上経費は年額で〇〇〇円です。当該地は農用地区域内種農地で、農地法第5条第2項但し書きにあります、農用地区域内の農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途、今回は農業用施設に供するため農地以外のものにするときはこの限りではないということに該当すると判断しております。この案件につきましては、6ページに位置図、7ページに配置図、8ページに平面図、立面図、9ページに公図を添付しております。

申請番号10番、六郷地区の田1筆、1,323㎡、渡人は所有者〇〇〇さんが亡くなったため、相続人の〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。受人は〇〇〇さんです。渡人はすべて、法人の代表者の親族です。今後農業の事業拡大をするため新たな農作業場と事務所の建築が必要となり、法人所在地の隣接地を選定し農地転用の申請をしました。面積は農作業場188.8㎡、事務所94.4㎡、駐車スペース187.5㎡、通路、雪捨て場、緩衝地852.3㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額借入資金、用地借上げ費用は年額〇〇〇円です。当該地は農用地区域内種農地で、農地法第5条第2項但し書きにあります、農用地区域内の農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途、農業用施設に供するため農地以外のものにするときはこの限りではないに該当すると判断しております。この案件につきましては、10ページに位置図、11ページに配置図、12、13ページに平面図、14、15、16ページに立面図、17ページに公図を添付しております。

申請番号11番、仙南地区の畑1筆、261㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。先月総会の継続審議案件です。先月総会において、浄化槽の排水を側溝に流す際、側溝が50cmで、これで排水が流れるかどうか問題となっておりました。これにつきましては、GL（グランドライン）を高くし傾斜をつけて、道路側溝に流れるようにするとのことでした。建設課の側溝の担当と浄化槽の担当に確認し、浄化槽の排水を流しても問題ないとの回答を得ております。以上です。

●議長 長 議案第53号について、事務局より説明が終わりました。

●議長 長 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。

4番委員 申請番号9番について調査の報告をいたします。12月1日、午前9時20

分から高橋正和委員、事務局高橋さんとともに現地確認をいたしました。受人の〇〇〇さんも参加してくださり、申請内容並びに現地に関しまして調査したところ、何ら問題がなかったことを報告いたします。

- 議 長 続きまして、申請番号10番について調査の報告をお願いします。
- 11番委員 申請番号10番について調査の報告をいたします。11月30日午前9時に高橋秀行委員、事務局高橋さん、受人の〇〇〇さんとともに現地確認をいたしました。その後、申請書類の確認をしました。調査項目に従い聴き取り調査をした結果、何ら問題がなかったことを確認しましたので報告いたします。
- 議 長 続きまして、申請番号11番ですが、前回問題があった点を事務局が報告してくれましたので省略します。
- 議 長 それでは、申請番号9番から申請番号11番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号9番から申請番号11番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号9番から申請番号11番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第53号については申請番号11番を秋田県農業会議へ進達いたします。申請番号9番から申請番号10番は原案のとおり許可相当と意見決定します。
- 議 長 次に、日程第4、議案第54号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第54号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第54号、申請番号95番から申請番号102番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号95番、千畑地区の田2筆、428㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は当該地の隣地で耕作している方で、受人の農地は道路から奥まっており、道路側にある渡人の農地を購入し耕作しやすくするものです。売買価格は総額で〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。
申請番号96番、千畑地区の田1筆、1,756㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は両者の合作地となっていることから売買するものです。売買価格は10a当たり〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は田植機は共同、その他の農機具は所有しております。
申請番号97番、千畑地区の田3筆、5,302㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり、農業を廃止したいことから、経営規模拡大している受入へ売買することとなりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経

営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人はトラクターを所有し、その他の農機具は〇〇〇へ委託しております。

申請番号98番、千畑地区の田23筆、17,614㎡、渡人はDVによる支援措置の方のため氏名、住所は伏せております。受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり耕作者もいないため、売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号99番、仙南地区の田1筆、545㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地の相続をしましたが、居住が遠方であることから売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は12月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして賃借権設定です。

申請番号100番、六郷地区の田18筆、35,080㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は今まで母と耕作しておりましたが、母が体調不良となり、渡人だけでは耕作できない為、受人へ耕作をお願いするものです。総額で〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインを所有し、乾燥、糶摺りは委託しております。

申請番号101番、仙南地区の田5筆、10,195㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により耕作できなくなり、近隣を耕作している受人に耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号102番、仙南地区の田5筆、27,617㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号95番から102番の8件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第54号について、事務局より説明が終わりました。
それでは、これより審議を行います。申請番号95番から申請番号102番について質疑ございませんか。

2番委員 申請番号98番のような案件が以前にもありましたが、渡人の住所、氏名等が伏されています。DVによるという説明でしたけれども、農業委員会の総会資料は他には流れていかないもので、守秘義務がありますので、住所、氏名等は伏せなくても良いのではと思います。改めて質問し、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

●庶務班長 以前にもこのようなケースの案件がありましたが、同じ人です。書くべきなのか、書かない方がいいのか判断しかねましたので、前回、秋田県農業会議

に問い合わせをしましたところ、書かなくても良いということでした。

- 2番委員 この場で審議するのではあれば掲載しても何ら問題がないとは思いますが、いかがなものでしょうか。
- 議 長 私もその辺が少し疑問に思うところですが、貸借ではなく所有権移転です。貸借であれば具合が悪いと解約になることもありますが、所有権移転の場合は氏名、住所等を書く書かない以前に確実にその人の所有地で売買の意思があったかどうかは誰かが確認をするべきだと思います。調査はどのようにしましたか。
- 庶務班長 出し手に関しては事務局で調査済ということで、受け手は調査していただいております。
- 議 長 所有権移転でなければこのままで良いと私は思いますが、所有権移転なので、本当に売る意思があるのかは訊いておくべきだと思います。ただ、守秘義務があると言われればそこも尊重しなければならないところです。名前は聞かずとも、農業委員2人以上の調査で地番と金額はこれで良いのかということは確認すべきだと思います。
- 議 長 暫時休憩します。 午後3時25分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時38分
- 議 長 申請番号95番から申請番号102番について他に質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号95番から申請番号102番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号95番から申請番号102番については原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第54号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第55号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第55号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第55号、申請番号165番から申請番号167番について議案書をもとに朗読、説明 】
中間管理事業による賃借権設定です。
申請番号165番、仙南地区の田4筆、9,754㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号166番、仙南地区の田9筆、23,197㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円で、期間は15年間です。
申請番号167番、千畑地区の田3筆、7,384㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。
申請番号165番から167番の3件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第55号について、事務局より説明が終わりました。
それでは、これより審議を行います。申請番号165番から申請番号167番について質疑ございませんか。
- 2番委員 申請番号166番の案件です。ここは圃場整備事業の区画です。この2人は未同意者となっております。今、そこだけ整備事業が出来ない状態になっています。そういう中で中間管理機構を通して法人ではなく個人で契約をしているというのは当人同士のことでありますが、事業にあまり良い影響を与えません。反対は出来ませんが、もう少し多方面へ相談していただければ良かったと思うところがあるので意見を述べさせていただきます。

- 議 長 暫時休憩します。 午後3時45分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時51分

- 議 長 他にございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号165番から申請番号167番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号165番から申請番号167番については原案のとおり決しました。よって、日程第5、議案第55号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 暫時休憩します。 午後3時52分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時53分

- 議 長 それでは、日程第6、議案第56号美郷農業振興地域整備変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。議案第56号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 農政課職員 【 議案第56号について議案書をもとに朗読。 】
美郷農業振興地域整備計画の変更案について説明させていただきます。
今回申請がありましたのは除外案件10件であります。除外申請番号1番につきましては転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇さんです。所有者の〇〇〇さんですが、10月にお亡くなりになっており相続人はお子さんの〇〇〇さんです。なお、〇〇〇さんは〇〇〇の代表取締役です。申請地は〇〇〇で変更申請面積は1,025㎡で、変更前地目は田、変更後用途は作業場増築、駐車場、資材置場となっております。変更内容ですが、事業者は建築業を営んでおり経営規模拡大に伴い、現在の作業場、駐車場、資材置場が手狭となったため隣接する当該用地を利用し増築を行うものです。なお、当該地は担い手育成基盤整備事業土崎小荒川地区を実施しておりますが、実施期間が平成10年から平成19年までのため事業完了から8年以上経過しており農振除外の要件をクリアしております。

続いて除外申請番号2番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、〇〇〇さんです。土地所有者が〇〇〇の〇〇〇さんです。〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子であり、〇〇〇さんと〇〇〇さんは夫婦です。申請地及び変更申請面積は〇〇〇が89㎡、〇〇〇の内392.56㎡、合計で481.56㎡です。変更前地目は田、変更後用途は一般住宅及び通路用地となっております。変更内容ですが、事業者は現在実家に住んでおりますが、家族の増加により手狭となったため住宅の新築を検討しております。今後の子育てのことを考慮して実家に隣接しており親が所有する当該地を選定しました。また、今回除外申請します〇〇〇については一部を既に住宅進入路として使用しており、事情を聴き取りしたところ農振除外転用許可の失念によるものでした。土地所有者は当時法律の理解が乏しく、悪意があるものではなかったため事情を勘案して農振除外を行うものです。

続いて除外申請番号3番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇さんです。申請地は〇〇〇、変更申請面積は2,546㎡です。変更前地目は田、変更後用途は資材置場及び一般住宅となっております。変更内容ですが、事業者は建設業を営んでおり既存の資材置場が手狭となったため新たに整備を計画しております。また、美郷町に住んでおります会社代表のお子さんが家族の増加により住宅が手狭となったため、除外地の一部を宅地として利用し住宅を建築するものです。なお、当該地は県営圃場整備事業仙北南部地区を実施しておりますが、実施期間が昭和50年から平成3年までのため事業完了から8年以上経過しており農振除外の要件をクリアしております。

続いて除外申請番号4番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇です。両者は親子です。申請地は〇〇〇の内、変更申請面積は374.72㎡です。変更前地目は田、変更後用途は車庫となっております。変更内容ですが、事業者は現在車庫がないため新たに建築を希望しておりますが、既存の宅地内では面積的に建築が困難であり、住宅の近隣に農地以外の空いている土地がないことから親が所有する当該地に建設するものです。

続いて除外申請番号5番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇さんで両者は親子です。申請地は〇〇〇、変更申請面積は220㎡です。変更前地目は田、変更後用途は一般住宅となっております。変更内容ですが、事業者は現在実家に住んでおりますが、結婚を機に家族が増加し手狭になるため新たに建築を希望しております。将来の親の世話などを考えて実家の近くを希望しているため実家に隣接し、親が所有する当該地に建設するものです。

続いて除外申請番号6番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇です。申請地は〇〇〇、変更申請面積は218㎡です。変更前地目は畑、変更後用途は一般住宅及びカーポートとなっております。変更内容ですが、事業者は現在町内のアパートに住んでおりますが、新たに住宅建築を希望しており、付近の環境の良さと比較的交通の

便が良いことから近隣の空き地を探しましたが、折り合いのつく土地がなかったため、地権者の同意が得られた当該地に建築するものです。

続いて除外申請番号7番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇さんです。なお〇〇〇さんは住民票住所が〇〇〇の実家になっておりますが、現在は大仙市のアパートにお住まいとのこと。申請地は〇〇〇、変更申請面積は582㎡です。変更前地目は畑、変更後用途は一般住宅及びカーポート、物置小屋となっております。変更内容ですが、事業者は現在、大仙市のアパートに住んでおりますが、家族の増加により手狭となったため新たに住宅の建築を希望しております。子育てを考え実家の近くを希望しているため、実家に隣接し、地権者の同意が得られた当該地に建築するものです。

続いて除外申請番号8番につきましては、転用事業者、土地所有者ともに〇〇〇の〇〇〇さんです。申請地は〇〇〇、変更申請面積は251㎡です。変更前地目は畑、変更後用途は通路用地です。変更内容ですが、事業者は既存車庫の老朽化により宅地内に新たに車庫の建築を予定しておりますが、配置場所の都合上、既存の宅地内では車庫への侵入路を確保することが出来ないため当該地を通路用地として利用するものです。

続いて除外申請番号9番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇さんです。〇〇〇さんは〇〇〇の代表取締役です。申請地は〇〇〇、変更申請面積は3,910㎡です。変更前地目は田、変更後用途は資材置場です。変更内容ですが、事業者は建設業を経営しており、資材置場が手狭となったため新たに整備を計画しております。仙南地区で土地を探しておりましたが、条件的に折り合いがつかない土地が見つからなかったため会社代表が所有する当該地を選定したものです。なお、当該地は担い手育成基盤整備事業飯詰地区を実施しておりますが、実施期間が平成6年から平成12年までのため事業完了から8年以上経過しており農振除外の要件はクリアしております。

続いて除外申請番号10番につきましては、転用事業者が〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者が〇〇〇の〇〇〇さんです。〇〇〇さんは〇〇〇さんのお孫さんです。申請地は〇〇〇の内、変更申請面積は289㎡です。変更前地目は田、変更後用途は一般住宅及び通路用地です。変更内容ですが、事業者は現在横手市のアパートに住んでおりますが、実家の近隣に住宅の建築を希望していることから実家に隣接し祖父が所有する当該地に建築するものです。また、今回除外申請する〇〇〇については一部を既に住宅進入路として使用しており、事情を聴き取りしたところ農振除外転用許可の失念によるものでした。土地所有者は当時法律の理解が乏しく、悪意があるものではなかったため事情を勘案して農振除外を合わせて行うものです。今回の案件は以上の除外申請10件でありますので、ご審議をお願いします。

●議 長 議案第56号について、説明が終わりました。

●議 長 暫時休憩します。

午後4時10分

- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後4時19分
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番から10番の質疑を行います。質疑ございませんか。
- 12番委員 農振除外転用許可の失念により既に住宅進入路として使用しているものが何件かありますが、法律の理解が乏しく悪意がなかったとなれば特に問題はないものですか。
- 4番委員 既に舗装されていますか。
- 農政課職員 今回の2件はどちらも住宅への出入り通路として舗装されております。
- 12番委員 法務局から照会があつて現況を確認し地目変更となると思いますが、そのようなこともなく現在まで至ったということですか。
- 農政課職員 結果的にその通りで、今回農振除外申請されて現場を確認したところわかったものです。
- 12番委員 わかりました。
- 議 長 他にございませんか。
- 【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第56号について意見の答申ですが、許可相当と意見決定してもよろしいでしょうか。
- 【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第56号については原案のとおり許可相当の意見を附して答申いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和4年第13回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後4時22分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年12月8日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 正 和

議事録署名委員 深 沢 靖